

地租改正

政府の財政難…廃藩による各藩の債務の引き継ぎ、三井・鴻池ら大商人からの借入金  
年貢(=地租)が当時の財源のほとんど(93%)

→ 地租の近代化による財源の安定が必要

準備段階 ① 田畑勝手作り禁止の解除(1871)…作付制限の廃止

② 田畑永代売買禁止の解除(1872)…土地売買の自由化

③ 地券の発行(1872)…原則として 年貢負担者(地主か自作農)に発行

所有者・土地面積・地価を明記(最初の「壬申地券」は地租額無記載)

→ 地租改正条例の公布(1873年7月)…以後徐々に全国で統一的に実施

①課税基準 収穫高から 地価へ

②納税者 耕作者から土地所有者(地券所有者)へ ※江戸時代の村単位から個人単位へ

③納税方法 物納から 金納へ 税率…地価の3% 豊作・凶作によらず  
※別に民費=地方税が1%(金納)

☆入会地(共用地)は官有地へ編入、小作契約期間の短縮など

☆従来の年貢収入から減少しないように地価・地租を決定

**影響** a. 政府 安定した貨幣税収→富国強兵・殖産興業などを推進

b. 地主 土地所有権の確立(従来の小作との上下関係は温存)

小作料は現物納のまま→米価が上がれば大きな利益

c. 自作農 高率の地租に苦しむ …→小作人に転落するものもあり

d. 小作農 高率の小作料は変わらず、米価が上昇しても恩恵なし …→貧窮化

→ 地租改正反対一揆…明治9年(1876)に激化 ※この年凶作

〈例〉真壁騒動(茨城大一揆)[茨城県] 伊勢暴動(三重大一揆)[三重・愛知・岐阜・堺県]

→ 1877年、政府は地租を 2.5%に引き下げ ※「竹槍でドンと突き出す2分5厘」

※当時各地で起こっていた 不平士族の反乱との結びつきを恐れた

☆地租改正は1880年ころまでにほぼ完了 …→1886年に登記法 1889年に廃止

**【正誤問題に挑戦】** <1999年A追試験より>

- (1) 地券は実際に耕作している農民に与えられたため、小作人にも地券が交付された。
- (2) 小作料は現物納が多かったが、地租は金納で一定額とされたため、米価の上昇は地主に有利であった。